

様式 1

事業報告書
(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人松角会
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 - 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市永昌東町20番23号

(3) 設立認可年月日 平成 6年 9月 21日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 9月 30日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	宮崎 正浩	
理事	宮崎 紀子	
同	宮崎 玲	
監事	栗林 鴻志	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人松角会 mamレディースクリニック	長崎県諫早市永昌東町 20番23号	一般病床 19床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

- 令和 3年 9月 5日 理事の選任
- 令和 3年10月22日 令和2年度決算の決定
- " 理事の報酬総額の決定
- 令和 4年 7月25日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
- " 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名 医療法人 松角会
 所在地 長崎県諫早市永昌東町 20 番 23 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	52,095	I 流 動 負 債	41,269
II 固 定 資 産	106,436	II 固 定 負 債	92,511
1 有 形 固 定 資 産	65,809	負 債 合 計	133,781
2 無 形 固 定 資 産	279	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	40,347	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	14,751
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	24,751
資 産 合 計	158,532	負 債 ・ 純 資 産 合 計	158,532

法人名 医療法人 松角会

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

所在地 長崎県諫早市永昌東町20番23号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	155,139
2 事業費用	157,903
本来業務事業損失	2,763
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,763
II 事業外収益	2,701
III 事業外費用	1,452
経常損失	1,515
IV 特別利益	63
V 特別損失	0
税引前当期純損失	1,451
法人税等	71
当期純損失	1,522

様式 2

法人名 医療法人 松角会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市永昌東町20番23号

財 産 目 録

(令和 4年 8月31日現在)

1. 資 産 額	158,532 千円
2. 負 債 額	133,781 千円
3. 純 資 産 額	24,751 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	52,095
B 固 定 資 産	106,436
C 資 産 合 計 (A + B)	158,532
D 負 債 合 計	133,781
E 純 資 産 (C - D)	24,751

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人松角会

理事長 宮崎 正浩 殿

私は、医療法人松角会の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月24日

医療法人 松角会

監事 栗林 鴻志